



平成 26 年 2 月 17 日

各 位

会社名 新日本瓦斯株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 勝
(コード番号：9542 東証第二部)
問合せ先 取締役管理部長 室岡弘一
T E L 0 4 8 (5 9 2) 2 4 1 1

資本金の額の減少(「その他資本剰余金」の増加)についてのお知らせ

記

当社は、本日開催の当社取締役会において、資本金の額を減少し、その減少額(100,000,000円)を「その他資本剰余金」に振り替えること(以下「減資」といいます。)を平成26年3月10日開催予定の当社の臨時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 資本金の額の減少の目的

資本金の額を減少し、その減少額を「その他資本剰余金」へ振り替えることで、今後の資本政策の柔軟性を向上させることを目的としております。なお、当社は、本日現在、本件減資により増加する分配可能額を利用して剰余金の配当を行う予定はありません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

当社は、資本金の額を100,000,000円減少し、400,000,000円とすることとします。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少を上記のとおり行った上で、その全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

3. 資本金の額の減少の日程(予定)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成26年2月17日(月曜日) |
| (2) 臨時株主総会決議日 | 平成26年3月10日(月曜日) |
| (3) 債権者異議申述公告 | 平成26年2月18日(火曜日) |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 平成26年3月18日(火曜日) |
| (5) 減資の効力発生日 | 平成26年3月20日(木曜日) |

4. 今後の見通し

資本金の額の減少は、純資産の部における資本金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、また業績に与える影響もありません。

以 上